

発行所(郵便番号100)
東京都千代田区丸の内2-4-1
丸の内ビルディング781号室
社団法人スウェーデン社会研究所
Tel (212) 4007-1447
編集責任者 高須裕三
印刷所 関東図書株式会社
定価150円(年間購読料式千円)
1974年8月25日発行
第6巻 第8号
(毎月1回25日発行)
昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol. 6 No. 8

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
(The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
Marunouchi-Bldg., No. 781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

スウェーデンの老人と身障者に対する オープン・ケア・サービス

Swedish Open Care Service for the Aged and the Handicapped

評議員 小野寺 百合子
Yuriko Onodera

- 1) 前がき
 - 2) ホームヘルプ事業
 - 3) その他のオープン・ケア・サービス
 - 4) 過疎地対策
 - 5) あとがき
- 参考文献

1) 前がき

前年度の「福祉指標」報告では、主として老人と児童の福祉施設、いわゆるクローズド・ケアについて述べたので、本年度は、老人と身障に対するオープン・ケア・サービスについて述べることにする。前年度で報告した通り、スウェーデンでは、70歳以上の老人の老人ホーム収容率は1972年で8.4%であり、75年度の目標は8.6%である。このように老人ホームのベッド数の増加はあまり計画されておらず、老人と身障者の福祉対策は挙げてオープン・ケアの充実に向けられている。彼らができる限り在宅のまま独立生計がつづけていられるように、社会が援助しようというのである。

日本の場合、1972年で、公私の老人ホームを合わせても、収容者は65歳以上の人口の1.2%に過ぎず、1975年を目標とする公立施設の計画でも2.1%である。そしてこの施設増強計画のために

は、福祉予算の大きな割合を消費しなければならないので、老人人口の約98%を占める一般老人のためのオープン・ケア・サービスはまだ未開発のままに残されているということになる。とはいながらも、前報告の通り、ここ数年間にホームヘルプ事業は急速な進展をみだし、その他のサービス面でも、だんだんに新しい活動が始まってきているから、スウェーデンのこの方面の活動は何らかの参考になるかもしれない。

スウェーデンの現在の行政区分は24のレーン(Län)と、その下部にある464のコモン(Kommun)から成っており、いずれも地方自治体である。社会保障制度のうち、医療制度だけはレーンの責任で、その他はすべてコモンの責任である。中央政府は社会省を通じて地方自治体に対して補助金を出す。社会福祉ならびに医療制度の実施については、社会および医療庁が全般に

目次

スウェーデンの老人と身障者に対する オープン・ケア・サービス…小野寺百合子…1
パルメ氏の政策要項とそれへの反響… 小野寺 信…7
スウェーデンの経済・社会ニュース……………10

わたって責任を持つ。

2) ホームヘルプ事業

前年度の報告で、スウェーデンの三種のホームヘルパーについて、1965~70年の活動状況を述べた。その後、中央統計局の統計は次の通りである。

1973年1月第1週に、ホームヘルパーが援助した家庭または人員数

有子家庭用ホームメーカー	3,972
“ ホームナース	2,840

老人と身障者用ホームサマリットのうち

老人	163,628
身障者	20,469

1972年12月31日のホームヘルパー数

ホームメーカー	3,644
ホームナース	2,849
ホームサマリット	61,423
サマリット扱いの家族	18,814

いずれから見て6ホームサマリットはホームヘルパーの主力を占めている。前報告の1970年に比して人数では、ホームメーカーは約300人減、ホームナースは約100人増、ホームサマリットは3,000人以上の増となっている上に一定の条件を充たせば家族をホームサマリット並みに認める制度が新しく導入された。この制度以前にすでに、ホームサマリットの援助を受けた老人の数は老人人口の14%、身障者は9%という数が出ている。

ホームサマリットの要員について、1964年のスタート当時は、就職した経験のない中年家庭婦人の適職としてPRされ、要員には事欠かなかった。今日なお、この事情の変らないのは、工業化のあまり進んでいない大都市だけで、大都市と過疎地では人員不足が目立ち始めている。大都市では女性の就職率が高く家庭にいて時間給で働ける中年婦人が少なくなった上、これは魅力ある職種ではなくなった。過疎地では若年層に中年層まで都市へ転出する者が多く、世話を受けるべき人数に対して世話をする人数が足りなくなった。

対策としては事業の合理化が考えられ、大都市(ストックホルムとウプサラ)では、ホームヘルプ・パトロールが試みられている。これはライトバーンに掃除道具一切を積み込み、4人で乗組み、2人1組となって能率的に対象者のうちを掃除して巡るものである。過疎地対策としては、サービ

スバスの実験がある。これもホームヘルパーの手で、掃除以外のサービスをも含めて、ミニバスで散在する対象者のうちを巡回する。

今後は高齢人口の増加が、スウェーデンでも日本でも予想されるので、収容施設を増設しないためには、ホームヘルプ事業の増強とその合理化が必要なのは当然である。

現在スウェーデンの場合、老人が子供や孫の家族と同居する数は、2:8で、日本とちょうど反対の数字を示している。それだけ老人の1人暮らしまたは夫婦暮らしが多いのであって、ホームヘルプを必要とする絶対件数が多いのである。それにしても総人口800万のスウェーデンで、老人と身障者のためのホームサマリットが8万人という数は驚くべきのものである。日本の総人口1億に対する8千人とは比較にならない。わが国ではホームヘルプ事業はまた救貧の段階にあり、スウェーデンの発足当時1920年代の段階に相当する。日本で今後切実に望まれるのは、スウェーデンのように、公的ホームヘルパーが利用者の所得に応じた料金を徴収する制度となつて、あらゆる所得層の需要に応じられるところまで発展することであろう。

3) その他のオープン・ケア・サービス

ホームヘルプ事業を除くその他のオープン・ケア・サービスについて、ここに中央統計局の報告がある。これはサービスの項目ごとに、全国24のレーン内の幾つのコモンがその活動を実施しているかの数を示したものである(表1)。レーンの位置は附図が示す。

1) 食事配給 調理冷凍した一食分のパックの何日分かを戸別配達する。老人の栄養と嗜好を考慮に入れ安価に調達されているにもかかわらず、予想したほどに老人に歓迎されない。ホームヘルパーに料理させた方が安く好みに合うのである。

2) 食事サービス 小学校の給食設備を利用し、学童給食のあとで地区老人に給食する。老人にバランスのとれた食事を安価に提供する目的のほか、自宅に籠りがちの老人に仲間と接する機会をつくってやる意味もある。老人ホームの食堂を地区老人のために解放する方法をとるところもある。

3) 足の手当 子供から一生、靴をはいて暮らしているから、老人には足のトラブルが多く、歩行困難となるものも少くない。老人福祉の一項目として必ず挙げられるものである。

4) 整髪 男女の洗髪、散髪、ひげそりなどが含まれる。

5) 風呂サービス 年金者住宅の規格には風呂またはシャワーがついているが、普通老人の住む低家賃住宅にはその設備がない。老人は公衆浴場へは行きたがらないのでこのサービスが生まれた。これには、バスなどで老人や身障者をまとめて老人ホームやデーセンターの浴場に運ぶ方法と、近所のホームサマリットや友人親類宅の風呂場へ個別に運ぶ方法と二つある。後者の場合、交通費と受入れ宅への謝礼は、コモンにとって前者より安上りですむということである。

6) 年金者体操 老人と身障者の肉体的レクリエーションとして、最も普及している。これは指導も運営も民間組織がやっている。

7) スタディーサークル 成人教育のクラブ活動であって、語学その他各種の文化講座が存在する。コモンが直接運営するものではなく、自発的な組織または任意団体が指導運営に当る。

8) 仕事および余暇活動 老人ホーム、年金者住宅、デーセンターなどに附属する仕事場、または特別の保護工場で、老人または身障者のために特別に用意された労働をさせる活動である。指導はそれぞれに養成された専門指導員が当り、木工、陶芸、エナメル工芸、織物、手芸、製本、写真、玩具製造、製靴、簡単な機械組立など職種はいろいろである。この活動は都市部で盛んで、ストックホルム市内では60ヶ所に達する。

9) ADL (Activity for Daily Living) 過疎地向けの活動で、サービスバスなどに日用品雑貨を積んで巡回するものだが、これはあまり発展していない。それは取扱品が従来の小売店と変わらず新味がないからだという。

10) テレホンサービス 赤十字が主となって、老人の孤独緩和のために行っている。

11) 輸送サービス 車椅子使用者のために、車椅子の昇降装置のあるバスなどを用意し、老人または身障者を保護工場やデーセンターや図書館その他の文化催物会場などへ送迎する。別に個人的外出のとき、タクシーやコモン職員の運転する車で送迎もする。また、団体の国内旅行、国外旅

行のあっせんもこの活動のなかにはいる。

各サービスを受けた人の数は(表2)が示す通りである。

4) 過疎地対策

農業社会から工業社会へ移行するにつれて、農村から都市への人口移動が起り、あらゆる面で過疎地と大都市との隔差は開いてくる。スウェーデンではここ15~20年の間にこの現象が著しく現われ、若年層だけでなく、中年層の労働力まで都市に集中し、地方に残された老人や身障者のためには特別の配慮がなされている。過疎地では、鉄道その他の交通機関が採算上撤去され、学校や商店が閉鎖されて、コモン財政の貧弱なところが多い。老人や身障者のニードをたとえ把握しても、対象者が遠く離れて散在するために経費がかかりすぎ、十分な福祉対策を実施することは不可能な状況にある。

政府の過疎地対象

そこで政府は、過疎地住民の生活状態改善のために、1968年、特別調査団を結成して調査に当らせると同時に、従来からの過疎地対策に対して補助金を出し、また新しい対策部門の開発を検討させることにした。そのために会計年度1968/69と1969/70に、各5百万クローネづつ補助金を出すことにした。調査団の報告は1969年に議会に提出された。それに基き過疎地対策は、特に老人と身障者、児童と青少年の問題に重点をおくことになり、補助金は1970/71、1971/72、1972/73には各1千万クローネづつとなり、すでに存在する活動への補助と新しい活動の実験費に当てられることになった。

1968年、この調査を始めるに当って、北部と南部の二つの過疎地調査実験区が設定された(附図)。実験に参加した地方自治体は、レーン3、コモン60、活動の種類35、プロジェクト250であった。

主だった対策活動

1) 新しい援助活動の開発 インタビューアーを使い、過疎地住民の個別的ニードを調査する。特に老人と身障者に対しては、新しい援助活動を開発する。

2) 食品および日用品の配給 冷凍食品は、老人には調理済みのもの一食分のパックを、一般用には冷凍品卸商から受けて小売用単位とし、3~

4 週間分を組合わせる。この活動は実験活動のどれよりも広範囲に実施されたが、1971年の実験終了のときには実施度は落ち込んだ。日用品の配給も余り発展しない。むしろ郵便配達夫が日用品の注文を受け、それを登録店に伝え、そこの配達員が消費者に届ける仕組が問題になり有望である。この活動に対して郵便局は消費者とコムの両方から半分づつ支払いを受ける。

3) 特別車による輸送サービス (オープン・ケア・サービスの (II) 参照)

4) サービスバス (後述)

5) 住宅改造のための政府補助金とローン

これは60歳以上の老人と身障者には、特別のわくがある。田舎の大きな古家の一部を便利に改造するために需要は多く、福祉政策として有効である。広地域の過疎地を持つコムンでは、コムンが政府のローンを得て、「仮設老人住宅」を建設して老人を収容し、集中して世話できるようになった。

6) 配電 住宅サービスの一環として、電気の来ていない地域に家庭光熱用の配電工事をする。

7) 除雪作業 過疎地の除雪作業の実験は1971年で終わったが、範囲は老人と身障者だけに限られ、補助金は実験の35%がコムンに支払われる。

8) デーセンター コムンごとに各種のデーセンターがあり、運営もまちまちであるが、普通はコムの中心地にある。過疎地では普通のデーセンター機能のほかに、滞在施設があったりバスの待合所になったりする場合もある。老人ホームに附属してホーム収容者と外来者をともに受け入れるものも、単独のものもあるが、以下述べる各種のオープン・ケア・サービスの実施場所としても、余暇の集会所としても重要な役割を持っている。

9) 余暇集会所 老人、身障者、青少年のためのクラブ活動の場であって、多目的、交代制で小さなユニットで利用されるのが普通である。政府の補助金は場所の設置費、維持費であって、その場を利用する活動自体は、会員自身の組織や任意団体が行っている。特に老人の活動は自発的なものが多い。集会所は必ずしも特別の建物ではなく、年金者住宅、老人ホーム、デーセンター、学校など使用される。

10) 幼稚園 過疎地における最大の関心事で、実験活動には大半のコムンが参加している。場

所として一番多いのが、学童と送迎が共通にできるので小学校校舎の一部であるが、その他の学校や住宅や組合の建物なども使用される。

11) 文化バス、その他の文化活動 老人と身障者を対象に各種のサービスがある。文化バスは移動図書館を兼ね、本の貸し出し、音楽会、映画会などをする。

12) 洗濯サービス 老人と身障者を対象にホームサマリットの仕事を減らす実験で、二つのモデルがある。サービスバスが洗濯物を集配するシステムと、洗濯バスが巡回して行って洗濯をするシステムであるが、いずれも実施は相当困難であるという結論である。

13) 足の手当 過疎地の老人が最も歓迎するサービスである。実施はデーセンターなどでの集中方式、各地への出張方式、戸別訪問方式がある。

14) 風呂サービス (オープン・ケア・サービスの (5) 参照)

以上の活動のために、1972年6月30日までに政府が支出した補助金額は次の通りである。

開発活動	1,702,000
食事と物資配給	2,933,345
輸送サービス	792,000
サービスバス	825,800
住宅サービス	916,000
配電工事	305,000
除雪作業	1,777,000
デーセンター	1,487,000
余暇集会所	
幼稚園	2,936,000
文化活動、文化バス	384,000
洗濯サービス	601,000
足の手当	348,500
風呂サービス	51,000

サービスバス

過疎地域の老人と身障者に、都市地域のサービスに見合うサービスを与えるために、社会庁が実験的に始めたもので、都市から出発して周辺の過疎地帯を巡回するものである。使用車はフォルクスワーゲンのミニバスで、乗員は運転免許のあるホームヘルパー2人、車椅子の昇降装置がある。サービスバスの特徴は、上述したオープン・ケア・サービスのうち次の機能を組合わせたものである。

- 掃除、料理などホームヘルパーの仕事
- 洗濯もの、集配

- 冷凍食事の配給
- 整髪、ひげそり、足の手当など個人的世話
- 車椅子の人の輸送サービス
- ADL援助
- ブツクサービス、情報サービス

実験のためのバス車体や装備は全面的に国の補助金で賄われた。実験結果は好評で、これを実験区域外にも広めるべきであるという結論に達した。一時間当たりコストは行動距離とサービス程度にもよるが、予想コストを下まわった。サービスのうち需要の多いものは掃除と衣類の補修とブツクサービスであり、比較的少ないものは食事の配給とADLであった。

5) あとがき

1968年に改正された社会福祉法では次のように規定されている。

第一条「各コモンは、その地域内に住む各人がそのニードその他の情況について、満足がいくような世話と注意を受けているか、確かめなければならない。」

第六条「各個人の世話と注意のニードを熟知し、ニードに合致するような処置を講ずることは、社

会庁の義務である。」

このように今日では、各個人に対する物質的援助と人間的世話はコモンの責任である。コモンが財政的、人的の原因で、法律の定めるわく内の社会福祉を十分に実施できない場合には、コモンは個人々のニードを把握して援助を社会庁に要求しなければならない。社会庁はそれに対する処置を講ずる義務を持つ。その場合コモンは、老人と身障者を他のグループに優先しなければならない。

このような理由で、過疎地における老人と身障者を対象とするオープン・ケア・サービスが最近クローズアップされてきたのである。

(注 本稿は昭和48年度厚生省厚生科学研究補助による研究成果の一部である。)

参考資料

この報告のためにスウェーデン社会庁より提供を受けた社会庁資料

「過疎地における社会的サービスの実験」1973年9月

「老人問題」

「地方レベルでの老人福祉対策の内容」

(ジュネーブ国連におけるセミナー報告)

「老人福祉の性格と目標」

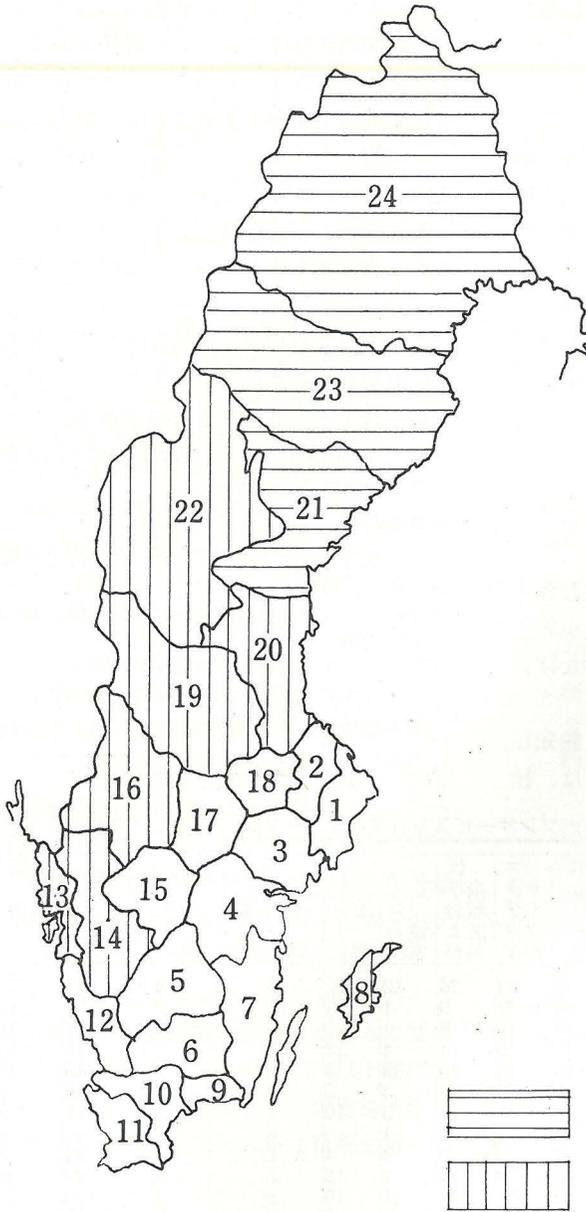
「サービスバス」

別に「中央統計局報告書」1973年

第1表 老人および身障者のためのオープンサービスを有するコモン数 (1973年1月1日)

レ附 図に よる コ ム ン 名	コ レ ム ン 内 数	食 事 配 給	食 サ ー ビ ス	足 の 手 当	整 髪 等	風 呂 サ ー ビ ス	年 金 者 体 操	ス タ サ ー デ イ ク ル	仕 事 お よ び 余 暇 活 動	A D L			テ レ フ ォ ン サ ー ビ ス			輸 送 サ ー ビ ス	身 心 障 害 者
										運 送 サ ー ビ ス	私 営	私 営	電 話 設 置	電 話 サ ー ビ ス	登 録 者 数		
1	29	11	24	28	15	22	26	23	26	12	15	5	3	9	244	27	15
2	14	1	6	13	4	7	10	11	9	1	9	1	1	2	35	13	5
3	11	6	9	10	2	4	10	10	9	-	5	1	-	4	71	11	5
4	19	5	11	18	6	7	15	15	14	4	13	2	-	1	11	12	9
5	19	4	11	14	1	8	12	16	10	3	5	-	-	3	46	13	4
6	8	4	7	8	2	4	8	7	7	4	5	-	-	3	39	6	3
7	16	3	10	14	-	4	13	11	11	3	10	2	-	1	11	9	3
8	1	1	1	1	-	-	1	1	1	1	-	-	-	-	-	1	1
9	10	2	10	10	1	4	7	5	9	3	4	1	-	2	34	7	4
10	33	4	24	25	6	10	25	23	24	2	12	3	-	4	80	27	5
11	36	8	20	29	3	12	29	27	30	11	10	4	2	7	122	19	5
12	20	2	12	16	3	6	13	6	9	1	7	1	1	3	15	13	6
13	21	4	12	20	3	12	14	15	16	2	11	3	1	1	16	11	2
14	36	11	26	31	4	14	27	21	22	12	19	-	-	4	228	28	7
15	28	5	17	26	7	12	13	14	15	3	18	2	1	3	15	14	6
16	23	-	14	22	6	8	17	17	21	3	14	-	-	3	26	14	7
17	12	4	9	12	-	7	11	10	9	2	6	1	1	1	21	11	10
18	11	2	7	10	2	7	10	11	8	5	5	1	2	3	195	10	7
19	19	4	13	17	5	8	17	17	14	11	11	1	2	1	20	12	6
20	17	3	14	14	2	8	15	10	13	4	8	3	-	1	23	16	12
21	19	3	11	15	3	6	9	12	11	3	11	1	-	1	10	15	4
22	25	6	20	23	6	9	21	13	17	3	15	-	1	-	-	3	7
23	23	5	18	22	5	15	19	20	16	5	17	1	-	1	44	17	3
24	14	2	12	12	2	17	11	14	9	3	10	1	-	1	15	8	5
全国	464	100	318	410	88	201	353	329	330	101	240	34	11	59	1,321	317	141
72-1-1	464	159	270	375	65	182	331	314	324	103	199	40	14	31	530	276	
71-1-1	464	147	250	380	56	168	315	307	324					20	239		

資料：中央統計局



1. Stockholm
2. Uppsala
3. Södermanland
4. Östergötland
5. Jönköping
6. Kronoberg
7. Kalmar
8. Gotland
9. Blekinge
10. Kristianstad
11. Malmöhus
12. Halland
13. Göteborg o Bohus
14. Älvsborg
15. Skaraborg
16. Värmland
17. Orebro
18. Västermanland
19. Kopparberg
20. Gävleborg
21. Västernorrland
22. Jämtland
23. Väster botten
24. Norrbotten

第2表

老人および身心障害者のためのオープンサービスを受けた人数

(1973年第5週)

	コモン運営の活動場所			民間運営のうち				
	特別施設	老人ホーム	巡回	総数	赤十字	年金者協会	勉学組織	その他
食事配給	—	—	6,885	869	821	—	—	48
食事サービス	15,939	9,198	—	549	274	—	—	275
足の手当	5,499	2,932	6,540	1,920	1,044	25	—	851
整髪	268	548	72	188	11	40	—	137
風呂サービス	1,296	669	—	1,223	17	—	—	1,206
年金者体操	1,608	1,846	—	17,279	478	3,786	173	7,842
スタディーサークル	—	—	—	37,502	18	6,474	26,510	4,500
仕事および余暇活動	24,522	2,548	1,681	17,152	501	5,418	3,905	7,328

資料：中央統計局

パルメ氏の政策要項とそれへの反響

Mr. Palme's Political Measures and the Response They Got

顧問 小野寺 信

Makoto Onodera

6月8日パルメ氏は社民党々大会で、次の12の点を将来の政策要綱として発表して、全スウェーデンの視聴をそばだたせた。

(第1点) われわれは全国民の労働条件の改善と福祉レベルの向上のために全力を傾注する。

今われわれは経済のあらゆる分野において、完全な雇傭政策の推進に着手している。

われわれは今後も労働市場政策について努力する。新たな労働市場の開拓は、雇傭拡大と福祉増進のためのキポイントである。われわれは、児童および高齢者保護のための施設の増加、豊かな居住環境の設定、児童の家と憩いの家の新設、ホームヘルパーならびに文化指導員の増員について特に尽力する。

(第2点) 労働生活改善の必要なことは明白である。これを左右するものは、企業における権力構成関係と、生産における人的関係に対する配慮の程度である。

今や給料取りは、生産において新しい役割を演ずべきである。

給料取りは自分の給料に見合うだけの労力を提供し、資本家にその他のもの一切の面倒を見て貰うような心がけでは困る。従業員はその給料取りとしての性格のなかに、自分の労働関係が企業の発展に影響を及ぼす権利の含まれていることを自覚すべきである。

われわれの政策は資本と労働との間における権力の重点所在の変更を意味する次の二項を内容とするものである。

1. 使用者を一方向的に保護する労働法第32条の廃止

2. 生産よりの排除に対抗する闘争の発展

企業内において形成される財産の一部を給料取りに与えることは絶対に必要である。

われわれには速かに労働者の交渉権を拡張し、かつ交渉責任条項を導入して立法化する準備がある。

(第3点) われわれは積極的経済政策と地域開発政策の推進によって、スウェーデンの工業国としての地位を鞏固ならしめる準備がある。

新しい労働の機会を作り、競争力減退の危機に瀕している経済部門に挺入れし、また地方の窮状を緩和するために、技術の研究開発を推進し、かつ国の有する原料資源の附加価値を増加するのが、われわれの経済政策の主目的である。

われわれは発展性に富む国営企業を設立するのであろう。第80号の製鋼工場の建設はその一例である。われわれは雇傭の促進と福祉増進のために、協同組合と私企業の協力を要望する。

(第4点) 社会は多国籍企業に対するコントロールの責任をとるべきである。

多国籍企業の進出によって、国家当局と労働者は新たに困難な問題に直面することになった。外国企業によるスウェーデン民族企業の接収に関する取扱については、十分なる考慮を払う必要がある。

われわれはわが国内雇傭と工業構造を考慮して、外国に対する直接投資を阻止する。

(第5点) われわれは1975年を目途として、広範囲にわたる各界グループの参加を求めて、微に入り細に亘って論議をつくり、わが国のエネルギー政策を決定する。

水力、石油および原子力の利用に伴う利害得失については、各方面から細部に亘って検討を加える。安全と環境保全はエネルギー政策決定の鍵である。エネルギーの節約方法および水力火力ならびに原子力以外のエネルギー源についても検討すべきであるが、エネルギー源開発の社会に及ぼす影響にも十分も考慮を及ぼす必要がある。

(第6点) われわれはわれわれの環境保全に努力しなければならない。

水を浄化し、自然を保護し、労働環境および戸外における騒音、空気汚染および毒化に対して戦うためには、世界的に見て最も進んだ方法によ

り、適切な社会計画と厳格な立法措置とを必要とする。

社会は須らく農林業の不適當な経営を阻止すべきである。

(第7点) われわれは社会主義的住宅政策を展開する。

すべての人を所得とは無関係に、良好な環境の中に置かれた良き住宅に住めるように取計らう、居住の別社会化には反対をする。住宅環境の改善を推進するものは協同と積極性である。

(第8点) われわれの政策は、あらゆる人のために社会保障を、児童のために住みよい社会を提供するであろう。

人類の安全は連帯感の強い社会の中においてのみ保障される。保護事業を人間味の溢れるものに改善し、また他人との接触と共同作業の機会をますます多く作るために尽力する。

われわれは児童のため住みよい社会を作るために、あらゆる努力を惜しまない。

健保医療施設を増加して近隣サービスの機会を多く提供する。

(第9点) われわれは平等化実現のために努力する。男女は家庭および労働生活、教育、労働運動および政治活動すなわち社会のあらゆる機会において同等の権利を享有すべきものである。

そこでわれわれは、事実上男女の平等をさまざまのあらゆる障碍を根底より除去するために努力する。これがため特に労働時間の短縮、保育所の完備および労働市場改善のために努力する。

(第10点) われわれは革新活動および社会生活において、文化を第一次の問題として取り上げる。

これがため、文化推進三ヶ年計画に従って、文化生活を民主化し、これを強力で推進し、これを日常生活に結合し、地方化かつ地域化し、文化的国民運動により重要な役割を附与する。

社会もまた文化の発展に対して重要な責任をとり、商業主義を排し、もって人類がより豊かな生活を営み得なような機会を作る。

(第11点) われわれはデモクラシイを強化し、かつその根幹をより深く培養する。

より民主的な労働生活と生々とした居住環境、門戸の広い学校施設と積極性と協同性の豊かな休暇生活を実現するために、われわれは責任を取る人間が広い範囲で参加するような自主主義の普及

に尽力する。

デモクラシイの拡大徹底を期するために、国民運動の担当する役目はますます重要度を加えるようになる。したがって国民運動は過去および将来を通じてデモクラシイ発展の基礎であるというのは、われわれ社民党員の見解である。

あらゆるレベルとあらゆる社会部門内における決定権を分化するチャンスを利用することが必要である。

これについては、自治体の自主規制力を強化し、かつこれを重視することが必要である。移入者には投票権と選挙参加の機会を与える。

われわれは個々の社会構成員の本質的権利を擁護し、かつわれわれの政治的理想が現実的に蹂躪されないように、また官僚主義化の危険を排撃するための戦いを推し進める。

(第12点) 独立と平和を維持するために、われわれは国際的連帯関係の強化を望む。

われわれはわれわれの非同盟外交政策を堅持する。

超大国の専横と多国籍企業の発展を特長とする現在の世界においては、国境を超える国際協力の中に、われわれの独立と平和維持の条件を発見する。

開発途上国の社会解放運動と自決権護持を支持することは、当然以上述べた国際連帯行動の一部と見做すべきである。

われわれは飢餓、後進性および非自由より脱出せんとする開発途上国の闘争に参加する。

パルメの12項目に対する国民党首の意見

国民党首 Gunnar Helén 氏はパルメの12項目に対して逐一批判を加えはしないが、新聞には大體次のような見解を発表している。

Palme の12点は社民党の政策目標を示したというよりも、むしろ現下の政治問題点を散文的に羅列したものにすぎない。しかし目録としてもあまりにお粗末であるとの非難を免れることが出来ないだろう。

例えばエネルギー問題にしても、消費節約が目下の急務である点には一言も触れていない。

平等の見出しの下には、性の差別に対する法律については何のきめでも示されていない。

自分の自由主義者の立場から見れば、パルメ氏の平等は社会に別の汚点を残す恐れがある。

なお、官僚主義はいやが上にも厳重に監視する

必要がある。これには異存がない。

個人は公正にコンピューター時代の危険、すなわち苛責のない暴露や他人による自由と権利の侵害に対して保護されなければならない。

自治体におけるその土地土地の理事者の直接選挙、国会委員会に対する公開質問、給料取りの利益取分についての個人の所有権の確立によって、直接民主主義を強化することが必要である。

国境を超えた工業発展に逆行する偏狭なナショナリズムには反対する。

Moderat 党首 Gösta Bohman 氏の

Palme 12 項目批判

Palme の12項目と以下述べる Gosta Bohman 氏のこれに対する逐条批判を併せ読むと、スウェーデン社会の現状を浮彫にすることが出来る。

(Palme 氏の第1点) これを望まないものはあるだろうかと、先ず Bohman 氏が反問する。彼はさらにつづけて言う。これを実現するには、やはり甲斐のあるように仕向けなければならない。しかし国も自治体も個人に行動力と労働意欲を失わせるような状態で、その予算を使うわけに行かない。各個人にとってすでに税圧が限界に来ていないといえるだろうか。今日スウェーデンの給料取りの過半数が仕事にありついているという、重大事実の舞台うらについて Palme 氏は一言も触れていない。

(Palme 氏の第2点) 一体労働生活の継続改善を望まないものはいるだろうか。また従業員として自分たちの労働関係を所属企業の発展に影響を与え得るように、また自分たちの権力の強化を望まないものがあるだろうか。また誰がより良き労働環境を持つことを欲しないだろうか。Palme 氏はいわゆる第36条の廃止を云々するが、何を以てこれに代えようとするのか。首相は強力な立法によって政府の統制力を強化しようとするのと同様に、はげしい競争の下で仕事をする企業においてもこれと同じ意味で企業統制権の強化を希望する。

労働環境改善のために、ある程度の基本法の立法には賛成である。しかしわれわれは良き労働環境を作るために必要とする善意を悉く立法化するわけには行かない。ここでいう善意とは、法制によらずに、カルマルの Volvo 工場や Västerås の新 A S E A 弱電組立工場によって立派に実を結んでいる企業の行為を指すのである。

(Palme 氏の第3点) もしこれがわれわれがかって社会民主主義を批判したことに関連ありとすれば、これは明かに社民党の企業性的条件に対する認識不足を物語るものである。戦後においてかって例を見ないような企業倒産の激増、企業意欲の不振、就職の困難等、何れもパルメ政治のもたらしたものである。

(Palme 氏の第4点) 多国籍企業を十分コントロールする必要のあることはには異存がない。しかし多国籍企業にも国内企業と同じ法律を適用すべきである。またそのコントロールにおいても国際的秩序を乱しまたは国際的協力を阻害するような行動は禁物である。Palme 氏が一言も触れていないが、もしもわれわれがスウェーデンで外国会社の設立を妨げると、当該国においても報復的にスウェーデン会社の設立が妨げられるであろうということだ。スウェーデンのような輸出依存国は通商障害と国際流通縮少によって失うところが頗る大きい。

(Palme 氏の第5点) われわれはエネルギー政策に関する Palme 第5点を支持する。ただし41年回も政権の座にあった政府与党が、スウェーデン社会のエネルギー問題を今になってやっと持ち出したことについては釈然たらざるものがある。

(Palme 氏の第6点) われわれはわれわれの手でわれわれの環境を保護すべきは理の当然である。しかし社民党が環境問題を云々するときは、何時もわれわれの脳裏に浮ぶのは Vindelälven や Ritsem や Kaljxälven や Brofjorden や Hbisko の国民公園のことである。もちろん社会は不適当な農林業の経営を阻止すべきは理の当然ではあるが、環境保全が農業者や林業家の犠牲において行われるのは、正しい民主的保護政策とはいえない。すべからず連帯的環境保護政策を樹立し、すべての国民が経費負担でこれに参加するのを、立前とすべきである。

(Palme 氏の第7点) 新しい住宅政策を必要とすることは、万人の認むるところである。社会民主主義の統制しかつ企画した住宅政策は悉く失敗していることも誰でもよく知っているところである。今になって政府は初めて政策再検討が必要であることに気付いたのである。然らばその方法如何。一体今の政策をそのままで続行することが出来るだろうか。新築のアパートを貸借する際、高税によって手取所得が激減し、これで以て家賃を払え

ないものが多いというのが真相である。そこで住宅手当支給の範囲を拡大することが必要になりはしまいか。それよりもっと大切なことは、借家人のために入居に当って選択の自由を与えた過去の関係を復活することである。なお住宅建設以外の部門で行われ、経済的生産性の向上に役立っている競争の原理を住宅建築にも適用しては如何。これらの問題について Palme 氏は一言も触れていない。

(Palme 氏の第8点) 誰が万人のための社会保障と子供に親切的な社会の建設に反対するだろうか。ある一部の人はわれわれには立派な社会保障があると信じている。われわれは不安な社会を批判するときでも Palme 氏もわれわれは立派な社会保障を持っていると主張する一人である。

パルメ氏のいう社会保障をより人間的なものに改善する意味は機械化されまた超マンモス化される保護施設を作り、そして人間的であり、かつ直接的なサービスをやめることを意味するのではあるまいか。

(Palme 氏の第9点) 41年間も政権の座にあった社会民主党が今さら男女間の平等実現を云々するのは、過去における怠慢を自白することになるのだ。社民党は婦人を無理矢理職場に駆り出したのち、労働時間の短縮、保育施設の増加によって、婦人が失ったものを補償し得ると考えているらしい。婦人に子供と家庭と職場との間の選択の自由を与える点については、Palme氏は一言も触れていない。こんなことでは何時の日か、われわれに婦人と家庭との結びつきの強化を支持する真に力強い家族政策が与えられるだろうか。

(Palme 氏の第10点) Palme 氏は、われわれは文化生活を民主化しかつ向上しようと言っている。

然らばこれを実行する方法如何。これは文化活動の政治化と、政府統制の強化になりはしまいか。社会は文化の発展のために立派に責任を果すべきだという。しかしわれわれはすでに、文化の提供がモノポリになり、かつ社会主義のコントロール下に置かれている分野のあることを知っている。これはラジオの独専である。しかしこういう方法による公報活動は、消費者(聴視者)が自から求め、そして価格が需要の方向決定のために、一つの役割を演ずるような文化事業の経営方法よりも内容豊かでかつ多様に富んでいるということができようか。

(Palme 氏の第11点) デモクラシの普及強化はわれわれも大いに望むところである。しかし Palme 氏は非デモクラシ的であるある集団の政党への団体加入を廃止することを考えているだろうか。彼はなお民主的人権が有効な基本法の保護を受けるようになる方法を考えているだろうか。彼は形式的に陥りがちな自治体の統合をこの辺で打切ることを考えているだろうか。彼に自治体の自治活動内容——形式的だけでなく——を諷刺たるものにするために努力する意志ありや。Palme 氏はわれわれは社会を構成する個々の同胞の人格を護るために、官僚主義化の危険と闘わなければならないと宣告すると、音楽のように響くが、これと同じ内容の官僚主義批判を行ったとき、Palme 氏はこれは悲観論だときめつけたと皮肉っている。

(Palme 氏の第12点) 独立と平和のために、国際間の連帯を望む点では、われわれの意見は完全に一致している。われわれ Moderat 党は言葉と行動と形式の中に信頼のこもり、非同盟の線を崩さない外交政策—特にこの点であらゆる民主的政党の間で一致を見るような外交政策を希望している。

最近のスウェーデンの経済・社会ニュース

修正予算、4.5%のGNP成長率を想定

この5月に大蔵大臣グンナール・ストレング氏(Gunnar Sträng)が国会に提出した1974~75会計年度の修正予算案によれば、今年のスウェーデンの成長率は昨年3%と比較して4.5%と想定されている。

この修正予算案にみられる楽観主義は、この1月早々に国会に提出された予算原案にみられた“エネルギー危機”による不安定さと好対象をなしている。当時は蔵相も経済予測についての見とおしをのべることをひかえていた。

この修正予算案によれば、今年度の経済拡張の主

要因は、国内需要、特に個人消費の伸びのためである。個人消費の伸びは4.5%強と推定され、一方消費者価格は9%上昇するものと推定されている。

工業投資は10%上昇しよう。この伸びによって住宅投資の13.5%ほどの減をカバーし、さらに地方自治体の投資減もカバーしよう。

今年の輸出は量的に6.5%上昇し、輸入は9%増加しよう。輸入価格の上昇は輸出価格の上昇よりも急激であると推定されるので、貿易収支の出超幅はおそらく50億クローナ(邦価約3,250億円)ほど低下して、20億クローナ(1,300億円)弱となろう。サービス部門及び運輸部門での赤字はばの増大によって、収支は1973年度の約50億クローナ(3,250億円)の出超と比較して約10億クローナ(650億円)ほどの赤字となろう。

今年の開発事業は経済の上昇が加速するという特徴を有し、一方、国際環境の不安定さにもかかわらず記録的な良い年となろう。

この修正予算案を提出するのに関連して、同歳相は、現在の小売価格の1割という高さに達しているアルコール税の増税案も提出した。これによる歳入は3億2,500万クローナ(227億5,000万円)に達し、これを基礎食料品の価格凍結の資金援助にあてる。

さらに別の法案では、企業は労働環境を改善するための資金として、今年度の利益の20%を無税で留保できることになる。この資金は労働者と相談した後で使用できる。この計画案の例外となる企業は、利益が10万クローナ以下(650万円)の会社であり、他方、個々の企業が無税で留保できる最高額も7,000万クローナ(45億5,000万円)と定められている。

スウェーデン、世界第二の造船国の地位を保つスウェーデン造船協会(Swedish Shipbuilders Association)の年次総会で公表された所に依れば、スウェーデンの造船所の製造能力は、1973年の43億クローナに比較して、1977年には60億クローナ(3,900億円)から70億クローナ(4,550億円)に達するであろう。船舶の輸出はスウェーデン全体の輸出の6~7%をしめつけよう。

過去3ヶ年間の活動を要約して、同協会はあらゆる分野での企業間の協力活動と、国内及び海外でのスウェーデン造船業界についての情報活動の強化、国際機構への参加の強化を特に指摘した。従業員相互の関連の強化、新しい賃金体系、及び

環境及び社会サービス面の改善なども達成した。

1973年もスウェーデンは、日本について世界第二の造船国の地位を保持したと同協会はのべている。スウェーデンの各造船所は1973~77年の5年間に、国際間の競争が激化することが予想される70年代末での国際競走力を強化することを目的として、25億~30億クローナ(1,625億~1,950億円)の投資を行う。1,980年代の船舶需要についての研究も行なわれよう。

スウェーデン、自動車騒音に対する規制を考慮中

交通雑音についての委員会が提出している新しい規制案が採用されれば、1979年以降にスウェーデンで生産される車は、現在よりもはるかに低い騒音排出基準に合致したものにならざるを得ない。この報告書は七月に政府に提出される。

この新対策に要する費用は、十年間ほど毎年5~7億クローナ(325億円~455億円)に相当しよう。設計の変更によって、乗用車一台につき1,000クローナ(6万4,000円)、トラック一台につき4,000クローナ(25万6000円)ほどの値上げとなる。

同委員会が提案している雑音の最高レベルは、現在EEC諸国で許可されている水準より5デシベルほど低いものである。これによって交通の騒音は大幅に低下しよう。もし、何等かの手段がこうじられないならば、現在交通の騒音になやまされている約100万人という人数は、この十年間に倍増しよう。

現在提案中の案では、1979年以降生産される全ての車は低騒音型のものでなくてはならない。今年五年間のゆとりがあるので、自動車業界は必要な手段をこらざる時間がもてよう。最初は、旧型の車は例外扱いされるが、排気システムが不完全な車や、不正に手を加えた車などは規制されよう。

この規制は車と物理的な環境条件の双方に適用される。都市部での騒音に対する保護については、地方自治体が責任をもつことになろう。

国有企業グループの売上高及び利益上昇

29の子会社をもつ国有の持株会社であるスタッツフェーレターグ社(Statsforetag AB)は、1973年の総売上高は前年より11億6,500万クローナ(757億2,500万円)増加して56億600万クローナ(3,643億9,000万円)に達したと公表した。

各種充当金及び税引前の利益は、1972年の2億

6,300万クローナ(168億3,200万円)と比較して4億600万クローナ(263億9,000万円)に達した。1974年度の売上及び利益は69億5,000万クローナ(4,517億5,000万円)と7億1,500万クローナ(464億7,500万円)に達しよう。

同社とその子会社は、あわせて37,000人の従業員を有しており、林業、鉱山業、造船業、タバコ、機械、鉄鋼業及びホテル、レストラン業などを含むあらゆる分野に広く活動している。特に抜

きんで大きい分野は鉱業で昨年の売上は14億8,000万クローナ(962億円)に達しており、ついで林産業が9億5,200万クローナ(618億8,000万円)でつづいている。

主たる子会社には、北部スウェーデンの鉱山会社であるLKAB社、NJA鉄鋼会社、ウッデヴァラ(Udevalla)造船所、スウェーデンタバコ会社、ASSI林業などがある。

事務局よりのお知らせ

アサール・リンドベック教授を迎えて

予て、国際交流基金の援助のもとに、当スウェーデン社会研究所が招聘する手配を進めていたスウェーデンの国際経済研究所長アサール・リンドベック教授は、来る10月15日に来日され10日間ほ

ど滞日されることとなりました。

教授の滞在中には、当研究所主催のシンポジウムのほか、各方面の主催で経済成長と福祉等のテーマによる講演会、シンポジウム等が行われる予定であります。

新刊の紹介

至誠堂新書 58

福祉とは何をする事か

スウェーデンを場として福祉国家の現実を探り、その財政、経済システム、都市対象、教育問題、価値観の変化等、多面的アプローチ

スウェーデン社会研究所編
350頁 定価980円 6月25日発行

発刊の辞	西村 光夫
序	高須 裕三・丸尾 直美
第一章	スウェーデン福祉国家の社会経済史的背景
第二章	選ばれた体制
第三章	スウェーデン式ウエイオブライフ
第四章	福祉社会の担い手たち
第五章	福祉政策と年金
第六章	教育による自由と平等の推進

執筆者(執筆順)	
高 須 裕 三	丸尾 直美
加藤 良雄	永山 泰彦
河野 道夫	内藤 英憲
菊池 幸子	小野寺 百合子
中嶋 博	荒 井 冽

〒101 東京都千代田区鍛冶町1-2 電話(03)256-8121 振替東京97579 至誠堂